議案第１１７号

霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第197号）の一部を次のように改正する。

別表中「380円」を「480円」に、「570円」を「720円」に改め、同表備考第４号中「次に掲げる」を「次のいずれかに該当する」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行うことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。